

青森県報

第二千五百五十五号

平成十七年
十一月十六日
(水曜日)

目次

規 則

青森県養護老人ホーム規則	健康福祉課	一
青森県知的障害児施設規則	政 策 課	一
青森県知的障害者総合福祉センター規則	同	一
青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設規則	同	二
公 告	障害福祉課	二
地域森林計画の案の縦覧	(林 政 課)	三
地域森林計画の変更案の縦覧	(同)	四
県有地の売却に係る一般競争入札	(港湾空港課)	四
正 誤	(自然保護課)	五

規 則

青森県養護老人ホーム規則をここに公布する。

平成十七年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第百一号

青森県養護老人ホーム規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県養護老人ホーム条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十七号）第三条及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）第六条の規定に基づき、養護老人ホームの管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(利用の制限)

第二条 知事は、養護老人ホームを利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の養護老人ホームの利用を制限することができる。

- 一 他の利用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- 二 養護老人ホームの施設、設備等をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。
- 三 その他養護老人ホームの管理運営上支障があると認められるとき。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第三条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に養護老人ホームの管理を行わせることとした場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- 一 前条の規定による利用の制限に関すること。
- 二 養護老人ホームの施設、設備等の維持管理に関すること。
- 三 その他養護老人ホームの管理に關し必要な業務

附 則

この規則は、青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例附則第五項の規定の施行の日から施行する。

青森県知的障害児施設規則をここに公布する。

平成十七年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第百二号

青森県知的障害児施設規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県知的障害児施設条例(昭和三十九年四月青森県条例第三十三号)第五条及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)第六条の規定に基づき、知的障害児施設の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(利用の制限等)

第二条 知事は、知的障害児施設を利用する者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の知的障害児施設の利用を拒み、又はその利用を制限することができる。

- 一 他の利用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- 二 知的障害児施設の施設、設備等をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、知的障害児施設の管理運営上支障があると認めるときは、知的障害児施設の利用を制限することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第三条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に知的障害児施設の管理を行わせることとした場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- 一 青森県知的障害児施設条例第三条に規定する業務
- 二 前条の規定による利用の制限等に関すること。
- 三 知的障害児施設の施設、設備等の維持管理に関すること。
- 四 その他知的障害児施設の管理に關し必要な業務

附 則

この規則は、青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例附則第九項の規定の施行の日から施行する。

青森県知的障害者総合福祉センター規則をここに公布する。

平成十七年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第百三三号

青森県知的障害者総合福祉センター規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県知的障害者総合福祉センター条例(昭和五十二年十二月青森県条例第二十八号)第四条及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)第六条の規定に基づき、知的障害者総合福祉センター(以下「センター」という。)の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(利用の制限等)

第二条 知事は、センターを利用する者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者のセンターの利用を拒み、又はその利用を制限することができる。

- 一 他の利用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- 二 センターの施設、設備等をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、センターの管理運営上支障があると認めるときは、センターの利用を制限することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第三条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせることとした場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- 一 青森県知的障害者総合福祉センター条例第二条に規定する業務
- 二 前条の規定による利用の制限等に関すること。
- 三 センターの施設、設備等の維持管理に関すること。
- 四 その他センターの管理に關し必要な業務

附 則

この規則は、青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例附則第十項の規定の施行の日から施行する。

青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設規則をここに公布する。

平成十七年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四百号

青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設条例(平成十四年三月青森県条例第一号)第四条及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)第六条の規定に基づき、肢体不自由児・重症心身障害児施設の青森県立はまなす学園(以下「はまなす学園」という。)の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(外来患者の受付時間及び診療時間)

第二条 はまなす学園の外来患者の受付時間及び診療時間は、次のとおりとする。

- 一 受付時間 午前九時から午前十一時三十分まで
- 二 診療時間 午前九時から午後零時まで

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の受付時間及び診療時間を変更することができる。

(休診日等)

第三条 はまなす学園の休診日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の休診日に診療し、又は同項の休診日以外の日に休診することができる。

(利用の制限等)

第四条 知事は、はまなす学園を利用する者(以下「利用者」という。)(が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者のはまなす学園の利用を拒み、又はその利用を制限することができる。

- 一 他の利用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- 二 はまなす学園の施設、設備等をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。

三 この規則に違反したとき。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、はまなす学園の管理運営上支障があると認めるときは、はまなす学園の利用を制限することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第五条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)(にはまなす学園の管理を行わせることとした場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- 一 青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設条例第二条に規定する業務
- 二 前条の規定による利用の制限等に関すること。
- 三 はまなす学園の施設、設備等の維持管理に関すること。
- 四 その他はまなす学園の管理に關し必要な業務

(指定管理者に管理を行わせた場合の外来患者の受付時間及び診療時間等)

第六条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により指定管理者にはまなす学園の管理を行わせることとした場合はまなす学園の外来患者の受付時間及び診療時間並びに休診日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める受付時間及び診療時間並びに第三条第一項に定める休診日を基準として、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これらを変更する場合も、同様とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により定めた受付時間及び診療時間を変更し、並びに同項の規定により定めた休診日に診療し、又は当該休診日以外の日に休診することができる。

附 則

この規則は、青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例附則第八項の規定の施行の日から施行する。



地域森林計画の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、東青森林

計画区に係る平成十八年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。
 なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成十七年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

- 青森県農林水産部林政課並びに東地方農林水産事務所、中南方農林水産事務所、三戸地方農林水産事務所、西北地方農林水産事務所、上北地方農林水産事務所及び下北地方農林水産事務所

二 縦覧期間

平成十七年十一月十七日から同年十二月十六日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、津軽森林計画区に係る平成十四年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成十七年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

- 青森県農林水産部林政課並びに東地方農林水産事務所、中南方農林水産事務所、三戸地方農林水産事務所、西北地方農林水産事務所、上北地方農林水産事務所及び下北地方農林水産事務所

二 縦覧期間

平成十七年十一月十七日から同年十二月十六日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
青森市大字油川字岡田二六二の五	雑種地	七、四九九・九九平方メートル

二 予定価格

一億三千三百四十九万九千八百二十二円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

青森市大字油川字岡田二六二の五

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟六階A会議室

2 日時

平成十七年十二月六日 午前十時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。
指定する用途

保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するものとする。

3 平成十七年十二月一日午前十一時から、青森市大字油川字岡田二六二の五において現場説明を行う。

正 誤

自然保護課

発行年月日 発行番号	区分	番 号	ページ		段	誤	正
平成十七年十一月 号外第九〇号	告 示	第八三六号	三	六	行		
			中	中		別図10 西高野山休養区 別図11 森田休養区	別図11 森田休養区 別図10 西高野山休養区

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭